

京都メカニズム再考

西村
智朗

目次

はじめに

第一章 京都メカニズムの成立過程

第一節 気候変動条約における柔軟性メカニズム

第二節 京都メカニズムの導入

第三節 ボン合意とマラケシュ合意

第二章 京都メカニズムの内容

第一節 メカニズムに共通する原則と制度

第二節 共同実施

第三節 クリーン開発メカニズム

第四節 排出量取引

第三章 京都メカニズムにおける国際法上の諸問題

第一節 参加主体

第二節 排出量単位の法的性質

第三節 紛争解決手続

おわりに 地球環境保全と市場メカニズムの活用

はじめに

冷戦構造崩壊直後の一九九二年に開催された「国連環境発展会議（リオ会議）」は、国際社会の共通利益ともいえる地球規模環境問題に対応するため、東西間の政治的イデオロギーを超えた国際協力の象徴であると位置づけることができる。加えて急速な経済のグローバル化が進展する中、各国の環境法政策は、規制的手法に加えて環境税や排出権取引など経済的手法が積極的に導入されつつある。

同会議で署名開放された気候変動に関する国際連合枠組条約一七条に基づいて、一九九七年に採択された京都議定書（以下一九九二年採択の条約を気候変動条約、一九九七年採択の議定書を京都議定書と略称）は、条約の究極の目的（二条）を達成するため、先進締約国（附属書Ⅰ締約国）に温室効果ガスに対する国別の「数量化された排出削減約束（数量化義務）」を課すと共に、同義務達成をより費用効果的に行うために、共同実施（Joint Implementation）、「低排出型の開発の制度（Clean Development Mechanism: 以下公定訳よりも一般的に使用されて

いるクリーン開発メカニズムまたはCDMと略称)」、および排出量取引 (Emissions Trading) からなる「京都メカニズム」を導入した。これらの経済的手法は、国際環境条約の中で初めて環境目的のために市場を基盤としたメカニズムの大規模な利用を認めたものであり、もし有効に実施されれば、新たにグローバルな炭素市場の創設を導くことになる。^{①)}

二〇〇八年には、京都議定書の上記義務の履行に関する第一約束期間 (二〇一二年まで) がスタートし、先進締約国を中心に温室効果ガス削減の国内対策が本格化しているが、それに先駆けて、民間セクターでは京都メカニズムに対する関心が高まっている。実際に二〇〇〇年から実施可能なCDMや欧州での排出量取引スキームに多くの企業が参加している。また当初ほとんどの環境NGOは、国内対策からの逃避に繋がるとして京都メカニズムに批判的だったが、最近では企業の環境配慮活動にインセンティブを与えるという観点から積極的に評価する声も多い。^{②)}

さらに、京都議定書が規定していない二〇一三年以降の将来枠組の交渉もすでに始まっている。^{③)} 二〇〇七年にバリエで開催された条約および議定書の締約国会議第三回会合 (COP/MOP3) では、上記枠組について二〇〇九年までに合意することを目指すいわゆる「バリ・ロードマップ」が採択された。次期約束期間の枠組次第で、京都メカニズムに対する評価も大きく変化することになるため、メカニズムに参加する民間セクターもまた、「ポスト京都」に強い関心を寄せている。

もっとも、このような状況下で、環境条約でありながら市場経済メカニズムを導入し、かつ私人の参加まで肯定する京都メカニズムに対する法的評価については、二〇〇一年のマラケシュ合意以降、実務的関心と比較してほとんど注目されていない。^{④)} しかしながら、京都議定書の将来枠組を考える上でも、また、多くの締約国が数量化義務の達成を京都メカニズムに依存している現実から見ても、同メカニズムの成立過程と現状を正しく理解し、そこか

ら生じる法的問題点を確認する作業が必要である。そのことはグローバルバリエーションが進展する中で自由市場メカニズムと地球環境保全システムの関係を理解する一助となるだろう。

本稿では、まず京都メカニズムが導入された経緯と議定書採択後の同メカニズムに対する運用規則の形成について締約国会議の交渉過程を検討し(第一章)、次に同メカニズムの内容を概括する(第二章)。その上で、今後本格的に始動する京都メカニズムの国際法上の諸課題について分析し(第三章)、地球環境保全問題に市場メカニズムを導入することに対する評価について私見を述べたい。

第一章 京都メカニズムの成立過程

京都メカニズムとは、温室効果ガス削減をより柔軟に行うための経済的メカニズムであり、各附属書I国(先進締約国)に課された数量化義務を他国と協力して達成することを認める柔軟性を持った制度である。しかしながら、「柔軟性」という共通性を有しながら、共同実施、CDMおよび排出量取引の三つのメカニズムが、六条、一二条、そして一七条に「散乱」しているのは、京都議定書採択の交渉過程に理由がある。

本章では、気候変動条約から京都議定書、そして議定書採択後の京都メカニズムの運用規則として採択されたマラケシュ合意にいたるまでの柔軟性メカニズムに対する諸国家の主張とその合意点について整理する。

第一節 気候変動条約における柔軟性メカニズム

周知のように、気候変動条約は、条約の究極的な目的として「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること（二条）」掲げるが、各締約国に排出削減の明確な義務を課していない。条約交渉において、小島嶼国をはじめとする発展途上諸国は、「先進国責任論」を展開して、先進国の数量化義務の挿入を主張したが、先進国、特に米国の強硬な反対からリオ会議前の条約採択を優先し、先進締約国（附属書Ⅰ国）の約束として、「二酸化炭素その他の温室効果ガスの人為的な排出の量を一九九〇年代の終わりまでに従前の水準に戻す（四条二項（a）」ことを努力目標とする規定が置かれるにとどまった⁶⁵。しかし附属書Ⅰ国は気候変動に対する緩和措置を「他の締約国と共同して実施すること」もありえるとし、国境を越えた柔軟な協力行動を認めていた。

その後、前述の努力目標を達成できる先進国がほとんど存在しないことが指摘され、その結果、一九九五年にベルリンで開催された締約国会議第一回会合（以下締約国会議の会期数を示す形でCOP1と略称）では、先進締約国に温室効果ガスの数量化義務を課すと共に途上国に対して新たな義務を設定しないことを確認する「ベルリン会合における授權に関する合意（ベルリン・マンデート）」を採択した。また同合意に基づいて、特別作業部会（Ad hoc Group on Berlin Mandate: 以下AGBM）を設置し、後の議定書交渉が開始された⁶⁶。加えて、附属書Ⅰ国が削減行動を取るにあたり、排出削減にカウントされないという条件で他国との共同実施を認める「共同実施活動（Activities Implemented Jointly: AIJ）」を試験的に実施することを決定した⁶⁷。このように、いわゆる柔軟性メカニズム導入の是非は、京都議定書採択以前から、数量化義務の設定および同義務が課される締約国の範囲と密接に連動した形で展開されていた。

第二節 京都メカニズムの導入

(1) 京都会議以前

C O P 1 から始まる議定書交渉の最大の争点はもちろん、数量化義務の適用範囲とその数値であった。A G B M での交渉プロセスの結果、附属書 I 国がこの義務を負うことについては、一九九六年の C O P 2 (ジュネーブ) の時点である程度の合意が形成されていた。この合意の背景として、気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の第二次報告書が「人為的温暖化説」を採用して注目を浴びたことに加えて、米国の方針転換が挙げられる。C O P 1 の時点まで上記義務に強硬に反対していた米国は、C O P 2 において数量化義務の受け入れを表明した。ただし米国の軌道修正は、先進締約国のみならず、発展途上締約国にも自発的な義務申告によって法的拘束力のある排出削減義務を設定し、それを前提として全ての締約国による共同実施と排出量取引の参加を可能とするという提案の一部を構成するものであった。⁸⁾ 米国の主張には、米国企業における世界的な投資促進に対する新たな機会を提供するという目的が内包されていたと考えられる。⁹⁾

このような排出削減義務の柔軟性に関しては、途上国は、削減義務は本来先進締約国が自国領域で行うべきであり、削減義務達成のために利用されるべきではないと主張した。他方 E U は、柔軟性メカニズムは附属書 I 国間に限定されるべきとする立場を取った。結局、数量化義務については、具体的な数値とその数値に関連する様々な要素 (対象ガスの種類、期間、基準年、差異化の有無など) が同時進行で議論されたため、排出量取引および共同実施についてもその導入の可否さえ合意のない状態で、一九九七年の C O P 3 (京都会議) を迎えることになった。¹⁰⁾

(2) 京都会議

AGBMで検討が続けられた結果、京都会議直前の議定書草案¹⁰⁾では、排出量取引は六条に、共同実施は七条に残されていた。

草案六条によると、参加主体として附属書I国に加えて、自発的に削減義務を受け入れる発展途上締約国（議定書一〇条国）が含まれており、また締約国の責任に基づいて仲介者（intermediaries）の参加も認めていた。以前から排出量取引の導入を強く反対していた七七か国グループおよび中国は、条文全体の削除を要求し、その結果、京都会議の交渉終盤でAGBM議長は、六条を削除し、その代わりに、数量化義務を定める三条に、以下の条文を残す案をまとめた。

一〇項 本条に基づく約束を達成するために、附属書Iに掲げる締約国は、排出量取引に参加することができる。締約国会議は、検証、報告および責任に関する関連規則ならびにガイドラインを決定する。当該取引は義務達成のための国内活動にとって補足的なものでなければならない¹¹⁾。

ここでは、参加対象を先進締約国に限定し、しかも非国家アクターの参加についても言及することを避け、詳細については後の規則で確定させるとするシンプルな文言となっていた。この修正に対して、途上国は、先進国は本来自国内で対策を取るべきであり、また効果も不確実であるとして、三条への挿入にも反対し、本会議での交渉は決裂した。しかしながら、同時に進行していた数量化義務（附属書B）の交渉の結果、AGBM議長は一〇項を三条から削除する代わりに再度排出量取引の条文を独立させる案を提示した。ただし、排出量取引があくまでも削減義務遵守を達成するための補足的措置であることを示すために遵守手続を定める一七条（現一八条）の直前の一六条の二（現一七条）に置くことで、最終的な合意を見た¹²⁾。

従って京都議定書採択時における排出量取引は、政治的妥結で合意した数量化義務の不公平感を若干でも緩和する目的の下で、附属書Ⅰ国のみが参加を許されると同時に、あくまでも不遵守を免れる最終手段として利用が可能であると位置づけることで、締約国間の合意が成立したと見ることができると見られる。

先進締約国間における共同実施については、気候変動条約自身が既にこれを認めていた点に加えて、A I Jを通じて特に技術移転という観点から東欧諸国の支持が高まったこともあり、附属書Ⅰ国間の共同実施については、京都会議においても異議は出なかった。

その一方で、途上国の自発的義務と先進国と途上国間の共同実施については、途上国グループが強硬に反対した。彼らは、途上国での共同実施を認めてしまうと先進国が自国で削減のための適切な行動を取ることなく、数量化義務を達成できてしまい、結果として「一人当たり排出量の格差」は縮小しないという点を強調した。しかしながら途上国にとって最大の問題は、京都議定書における数量化義務の適用範囲と柔軟性メカニズムの導入にはそもそも大きな齟齬が生じていた点にある。ベルリン・マંデートによって、議定書では途上国に新たな義務を設定しないことがすでに合意されていた。他方で気候変動条約は先進締約国による技術移転と資金援助を促していた（四条三項）。このような技術および資金の移転は、発展途上国が最も必要とするものであるが、共同実施は、プロジェクトの実施を通じて排出量単位を移転させる制度である。すなわち、双方が排出量単位を保有していることが前提であり、排出量単位の保有は数量化義務の設定を意味する。この矛盾を埋める提案としてCDMが急遽浮上した。

CDMの原型は、京都会議開催のほぼ半年前、ブラジルが提案した「クリーン開発基金」である。¹⁰ この提案の骨子は、第一に、先進締約国に数量化義務を課し、当該義務を履行できなかった場合、その超過分に比例した金額を「賠償 (compensation)」として基金に拠出するというものであり、第二に、途上国が気候変動の緩和および適応対

策のために申請する具体的な対策事業の原資として活用できるというものであった。もちろん、先進国は、不遵守に対する金銭的罰則に反対した。また途上国は、追加的資金の確保という点で魅力を感じながらも、途上国間での資金配分に格差があることを問題視した。¹⁰⁴

このブラジル提案は、あくまでも先進締約国の不遵守の帰結としてのメカニズムであったが、米国が全く逆転の発想から「クリーン開発メカニズム」の提案を行った。すなわち、ブラジル提案の賠償的要素を取り除き、不遵守の帰結ではなく、遵守を確保するために排出量単位を獲得する資金・技術供与メカニズムとして再構成するという内容だった。

この米国の提案は、京都会議直前の十一月に開催された閣僚会議において各国に提示されていたが、途上国による自発的義務の挿入の可能性を残していた京都会議前半では、まだこの提案は議論の俎上に載せられていなかった。しかしながら、途上国の自発的義務に対する彼らの反対が強硬であることが判明した京都会議終盤になって、ようやく議定書条文の草案（一四條）として具体的に提示された。¹⁰⁵ その他の問題も紛糾していた最中の突然の提案に、EUは加盟国間の意見調整を行うことができず、また途上国でも追加的資金の配分について結束することができないうちで、CDMの提案は京都議定書に採用された。「京都サブライズ」とよばれるCDMの設置により、米国は、主張していた「途上国の意味ある参加」を確保することにある程度成功し、また主要先進国の数量化義務設定の合意にも大きく寄与した。また途上国にとっても、数量化義務とのジレンマにより頓挫しかかっていた資金・技術移転の道を開く結果となった。

第三節 ポン合意とマラケシュ合意

(1) ハーグおよびボン会議での争点

上述のように紆余曲折の末導入された柔軟性メカニズムは、その運用規則について京都議定書では詳細に決まっていなかった。京都会議の翌年にブエノスアイレスで開催されたCOP4で運用規則に関する合意を作成するための作業スケジュールを設定した。ブエノスアイレス行動計画と呼ばれるこのスケジュールでは、COP6がその期限とされた。⁸⁸⁾

二〇〇〇年にハーグで開催されたCOP6では、途上国問題、吸収源問題、遵守問題と並んで京都メカニズムが閣僚級会合の主要議題として議論がなされた。COP議長は、個人的責任において提示するという形で、第一次議長提案を提示した。⁸⁹⁾ 京都メカニズムに関する「ボックスB」の中で、排出量取引に関する手順と責任 (liability)、共同実施に関する手続、そしてCDMに関しては理事会、プロジェクトの適格性 (eligibility)、およびプロジェクトの地理的配分の促進について、そしてメカニズム共通の論点として補足性 (supplementary)、および交換可能性 (fungibility) について、各国のこれまでの主張に配慮した具体的な提案が行われた。しかしながら、会議終盤に提案されたこともあり、閣僚級会合でも包括的な合意に至らず、ハーグでの会議はいったん中断し、二〇〇一年の早期に再開することを確認した。

その後、米国大統領による京都議定書の不支持と交渉からの離脱の表明など、議定書の運用規則採択にとって困難な状況が続く中、COP議長は議長提案を何度も改訂して、運用規則の政治的合意の形成を積極的にリードした。⁹⁰⁾

二〇〇一年にボンで開催されたCOP6再会合では、前述の四つの議題の中で、遵守問題がもっとも紛糾し、最終合意案も非公式協議の結果、大幅に修正される形でようやくボン合意が採択された。⁹¹⁾

(2) マラケシュ会議とその後の展開

ボン会議終了から約三か月後に、マラケシュで開催されたC O P 7においては、途上国支援を除く三つの問題（京都メカニズム、吸収源および遵守）について協議が行われ、京都メカニズムに関連する議題としては、議定書七条四項に基づく割当量の計算方法、排出量取引に基づく移転の遵守委員会による審査などについて合意がなされたが、京都メカニズムの適格性について、ボン合意で遵守手続に関する法的文書の採択が見送られたにもかかわらず、京都メカニズムについては「遵守に関する合意の受諾」がメカニズム参加の条件とされていたため、この部分の解釈について意見が対立した。先進国（特に非E U諸国）は、「遵守に関する合意」の受諾は、法的拘束力のある帰結を伴う遵守手続を受け入れることになるとして京都メカニズムに関する同条件の削除を要求したが、途上国は、同条件の削除はボン合意の修正になるとしてこれに反対した。結局この問題がC O P 7の会期を延長させる原因となったが、最終的に確認されたマラケシュ合意²⁰では遵守に関する合意の受諾は京都メカニズムへの参加条件ではなくなった。

米国に加えてロシアが京都議定書を批准しない状況で、京都議定書の発効について危ぶまれたが、二〇〇二年にヨハネスブルクで開催された「持続可能な発展に関する世界サミット」などでの働きかけもあり、二〇〇四年一月にロシアが議定書の批准を終え、二〇〇五年二月一六日に京都議定書は発効した。その年に京都議定書の締約国会合としての機能も果たすC O P / M O P 1がモントリオールで開催され、先述のマラケシュ合意が正式に採択された。²¹

第二章 京都メカニズムの内容

第一章で述べたように、京都メカニズムと総称される三つのメカニズムは、議定書条文の中に置かれている位置も連続しておらず、その目的や参加主体、排出量単位の呼称なども異なるが、京都議定書採択後は、柔軟性メカニズム (flexible mechanism) として常にパッケージとして議論されてきた。²⁴⁾

本章では、京都議定書およびマラケシュ合意に基づく三つのメカニズムの原則および手続について概括する。

第一節 メカニズムに共通する原則と制度

(1) 共通原則

京都メカニズムに共通する原則として、補足性、交換可能性、メカニズム参加の適格性が挙げられる。

A 補足性 (supplementarity)

議定書では、附属書 I 締約国は、削減目標を達成するために、「京都メカニズム」を利用することができるが、共同実施および排出量取引では、それぞれ数量化義務を履行するための「国内の行動に対して補足的」であることが条件とされている（六条一項 d および一七条）。CDM においては、補足的という言葉は用いられていないが、「排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の一部の遵守に資する（一二条三項 b）」が必要であると規定されており、この規定は補足性原則と同義であることを前提にその内容について交渉が行われた。EU および途上国が補足性原則を重視し、定量的上限 (ceiling) を設定することも当初想定されていたが、²⁵⁾ 米国をはじめとする

EU以外の先進国は、自由放任アプローチからこれに強く反対した。⁸⁰ 結局マラケシュ合意では、「京都メカニズム」の利用が「補足的」に行われるための制限は、定量的なものではなく定性的なものであることが確認された。附属書I国は、メカニズムの利用が国内対策にとって補足的であるとするとする情報を国別報告書と共に提出しなければならず、これらの情報は、遵守委員会の促進部会で審査される。

B 交換可能性 (fungibility)

京都議定書では、三つのメカニズムのうち、附属書I国相互の排出量単位を増減させる効果を持つ共同実施による「排出削減単位 (Emission Reduction Unit: 以下ERU)」および排出量取引による「割当量の一部 (Part of an Assigned Amount: 以下PAA)」の取得および移転については、議定書三条一〇項および一一項で同列に扱っているが、CDMに基づいて取得する「認証された排出削減量 (Certified Emission Reduction: 以下CER)」は、同条一二項で独立して扱われている(移転に関する明記はない)。したがって、各排出量単位の交換可能性について、議定書は必ずしも明確ではなかった。この点は京都会議後のメカニズムの運用規則を確定する交渉での論点となり、米国を中心とした先進国は、限界費用の低下を目指す方からすれば、交換可能性を積極的に認めるべきと主張した。他方で七七か国グループと中国は、そもそも三つのメカニズムは独立しており、交換可能性を認めるべきではないと主張した。例えば中国は、ERUまたは割当量単位 (Assigned Amount Unit: 以下AAU) の移転および取得に関しても新たな国際ビジネス取引あるいは新制度を創設することなく、附属書B国内の二国間または多数国間協定によっておこなうべきと主張した。⁸¹ ハーグ会議では、ERUとAAUのみ交換可能性を認めつつ、CERについてはこれを認めないとする議長提案が提示されたが、ボン会議の政治的合意(ボン合意)でも結論は出ず、最

最終的に、マラケシュ合意の「京都議定書七条四項に基づく割当量の計算方法」の中で、三つのメカニズムによって生成された排出量単位に吸収源活動から生成される「除去単位 (Removal Units: 以下 R M U)」を加えた四つの排出量単位について、国別登録簿を作成して管理し、各排出量単位に対して、発行締約国、排出量単位、発行した約束期間、プロジェクト番号などを把握する識別番号が付され、その移転および取得に関する記録と追跡が条約事務局によって管理されることになった。その結果、メカニズム参加の適格性要件を遵守していることを条件として、全ての排出量単位は、全ての登録簿間で自由な移転を可能とする構造となっている。³⁰⁾

C 参加の適格性 (eligibility)

既に述べたように、京都メカニズムのうち、排出量取引と共同実施は、排出削減義務を負っている附属書B国のみ認められたメカニズムである。CDMは、その導入経緯および規定上から、先進締約国と発展途上締約国との間で行われることが想定される。非附属書I国のみでCDM事業を行ういわゆる「単独 (unilateral) CDM」が認められるかどうかは京都議定書上は明確ではなかったが、CDM理事会は第一八回理事会でこれを肯定した。³¹⁾ マラケシュ合意に基づいて、京都メカニズムに参加する国は、以下の条件を満たしていなければならない。³²⁾

- ① 京都議定書締約国であること、
- ② 三条七および八項に基づき、七条四項に基づく割当量計算方法にしたがって、割当量を設定していること、
- ③ 五条一項およびそれに基づいて決定されたガイドラインの要件にしたがって、モントリオール議定書が管理していないすべての温室効果ガスの排出源からの人為的排出量および吸収源からの人為的吸収量の推計に関して国家制度を有していること、

④ 七条四項とそれに基づいて決定されたガイドラインの要件にしたがって、国内登録簿を設置していること、
⑤ 五条二項および七条一項とこれに基づいて決定された国別目録報告や共通報告様式などガイドラインの要件にしたがって、求められる直近の目録を毎年提出していること、および

⑥ 七条一項およびそれに基づいて決定されたガイドラインの要件にしたがって割当量に関する補完的情報を提出し、七条四項とそれに基づいて定められたガイドラインの要件にしたがって、三条三および四項に基づく活動などに對し、三条七および八項に基づいて、割当量への追加および割当量からの差し引きを行うこと。

上記の適格性要件は、以下の二つの方法のいずれかで確認される。第一に、遵守委員会の執行部会が遵守手続に従って、これらの要件を満たしていないと判断しない限り適格性要件を満たしていると思なされる。第二に、前記以前に、同部会が議定書八条に基づく専門家検討チームの報告書に述べられた上記の要件に関する実施の疑義について手続を行わないことを決定し、このことを事務局が伝えられた場合、三条七および八項に従って七条四項に基づく割当量が設定され、排出量と割当量の計算能力を立証するための報告書が提出されてから一六か月後に適格性要件を満たしていると思なされる。

(2) 京都メカニズムを利用するために設置される制度

三種類の京都メカニズムで発行される排出量単位が公正かつ円滑に取引するための制度として、条約事務局の下で国際取引ログが設置される。そして国際取引ログと連結する形で各締約国は国別登録簿を設置しなければならぬ。

A 国際取引ログ

事務局は、排出量単位の発行、登録簿間での取得・移転、取消、失効および補填、償却、繰越をチェックし有効性を検証するため、国際取引ログ (International Transaction Log) を設立、運営する⁸²⁾。

国際取引ログでは、①排出量単位に関する処理、②登録簿間の移転に対するチェック、③新規植林・再植林CDMによるCERの取得に対するチェックを行う。排出量単位の処理を行おうとする登録簿は、国際取引ログおよび(移転の場合はその取得先となる) 国別登録簿に対し、その内容を通知する。国際取引ログは全ての処理と処理完了日時を記録し、公開する⁸³⁾。

B 国別登録簿の管理

附属書I国は、排出量単位の発行、保有、移転、取得、取消、償却、繰り越し等を正確に実施するため、国別登録簿 (national registry) を整備しなければならない。各締約国は「国別登録簿管理者」を置いて国別登録簿を運営する。国別登録簿は標準電子データベースの様式をとり、国別登録簿、CDM登録簿、国際取引ログ間における正確で透明性が高く効率的なデータ交換が確保されなければならない⁸⁴⁾。

第二節 共同実施

共同実施とは、温室効果ガス排出量の数量化約束が設定されている先進締約国同士が協力し、先進国内において排出削減(吸収源の増大を含む)等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量に基づき、クレジットを発行した上で、そのクレジットを投資国側のプロジェクト参加者に移転することができるシステムである。実際に

プロジェクトが行われる国をホスト国、当該プロジェクトの実施に対して協力する国を投資国と呼び、共同実施で発行されるERUは排出枠として活用が可能であるが、結果として、数量化義務が設定されている先進締約国での排出枠の取得・移転になる為、先進国全体としての総排出枠の量は変わらない。

共同実施は、数量化義務が設定されている附属書I国間での排出単位の取得・移転であり、附属書I国全体としての総排出枠の量を変えるものではないため、共同実施に参加するためには、ホスト国および投資国の双方が京都メカニズム参加の適格性を有していなければならない。しかしマラケシュ合意とその後のガイドラインによって、ホスト国が京都メカニズム参加資格を有していない場合であっても、共同実施監督委員会のもとでERUを発行することが可能となった。⁸⁵⁾

すなわち、ホスト国が京都メカニズムの参加の適格性を有している場合は、ホスト国が自国の排出量を正確に算定できるため、ERUの発行と移転はホスト国の裁量によって決定できる⁸⁶⁾。しかしながら、適格性条件を満たしていない場合は、①プロジェクト参加者による共同実施プロジェクトの計画の策定、②プロジェクト参加者による関係締約国の担当組織から承認の獲得⁸⁷⁾、③認定独立組織 (Accredited Independent Entity) および共同実施監督委員会 (Joint Implementation Supervisory Committee) による有効性決定 (determination)⁸⁸⁾、④プロジェクト参加者によるモニタリング、⑤AIEおよび共同実施監督委員会による検証⁸⁹⁾が行われなければならない。最終的にホスト国が自国の国別登録簿において自国のAAUまたはRMUをERUに転換することによって、ERUはプロジェクト参加者の国別登録簿内の保有口座に移転される⁹⁰⁾。これらの基準は、「CDM理事会の関連作業を考慮⁹¹⁾」して行われるため、第三者機関の認証などCDMとほぼ同様の手続となる。なお、プロジェクトへの参加は、後述するCDM同様、「京都議定書における義務の達成において引き続き責任を有する」ことを条件に法人の参加を許可すること

ができる。

このように、ホスト国および投資国の双方が適格性を満たしている場合（第一トラック）に加えて、ホスト国の適格性要件を満たしていない場合（第二トラック）でも共同実施が可能になったのは、市場経済移行過程にある国への配慮が働いたためと考えられる。⁴⁴⁾ この結果、共同実施は、議定書の交渉過程ではCDMとは明確に区別されて設置されたにもかかわらず、事実上「CDM化」する形で再構成されたことになる。⁴⁵⁾

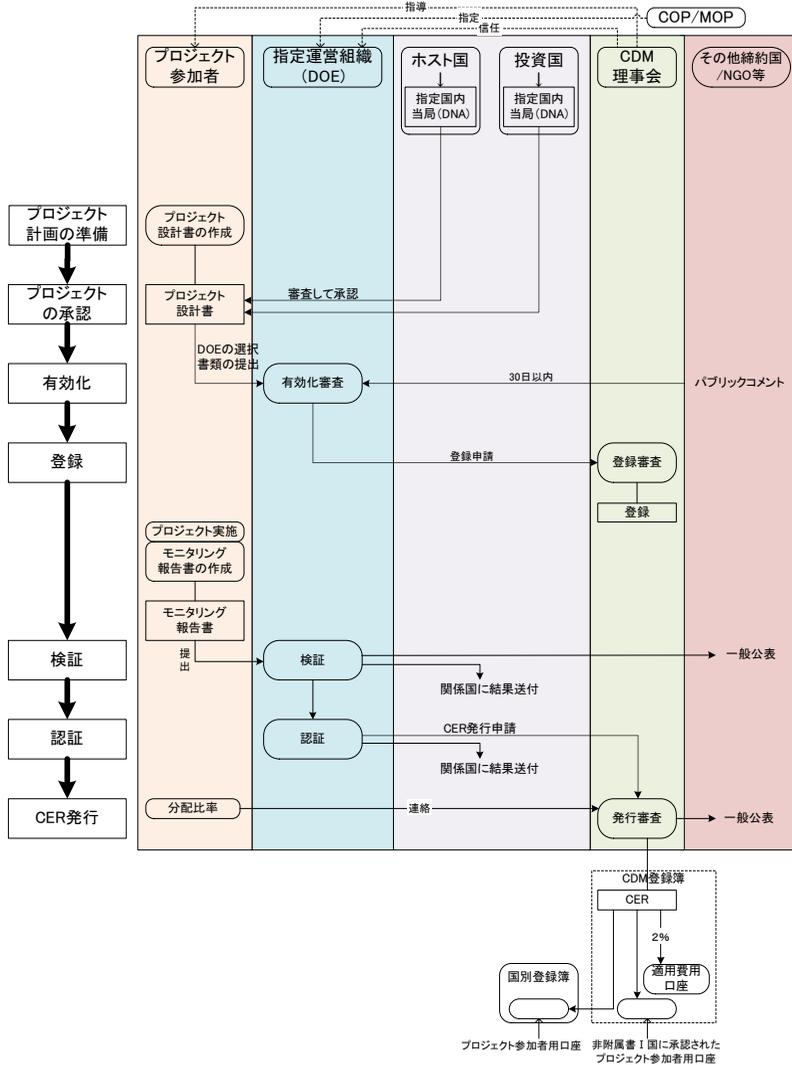
第三節 クリーン開発メカニズム

クリーン開発メカニズムとは、京都議定書によって温室効果ガス排出量の数量化義務が設定されている先進締約国が協力し、数量化義務が設定されていない途上締約国内において排出削減（または吸収増大）等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量（または吸収増大）に基づき、CERと呼ばれる排出量単位が発行され、そのCERをプロジェクト参加者間で配分するメカニズムである。本来削減義務を負わない発展途上締約国の事業活動から生じるため、その事業活動は第三者機関によって検証され、かつ排出削減単位の発行については、京都議定書に基づいて設立された国際機関であるCDM理事会（Executive Board）を通じて、厳格な審査の下で行われなければならない。

CDMプロジェクトは以下のような手続によって進められる（概略は図1参照）。

まず、CDMプロジェクトの計画を策定したプロジェクト参加者は、その後のプロジェクトの有効化審査、登録および検証において基礎となるプロジェクト設計書（PDD）を作成しなければならない。⁴⁶⁾ プロジェクトは、①非附属書I国の持続可能な開発の達成支援と②附属書I国の数量化義務の達成支援という京都議定書一二条二項の条

図1 CDMプロジェクトの手続



件を満たさなければならぬ。当該プロジェクトが「持続可能な開発の達成に貢献する」かどうかについては、各ホスト国が判断するが、その基準は、「当該CDMプロジェクトが行われなかった場合と比較して、温室効果ガス人為的排出量について追加的な削減をもたらすこと」とされる。⁶¹⁾ なお、マラケシュ合意によって、原子力施設から生じたCERについては、国の数量化義務の達成に活用することはできず、⁶²⁾ また吸収源増大プロジェクトの場合は、第一約束期間については新規植林・再植林プロジェクトに限定される。⁶³⁾

作成されたプロジェクトは、関係国による承認と有効化審査を受けなければならない。⁶⁴⁾ 関係国の承認については、ホスト国および投資国双方によってあらかじめ指定された国内当局 (Designated National Authority: DNA) によって行われる。承認手続は各国によって異なるが、提出される承認状には、プロジェクトへの自主的参加とホスト国での持続可能な発展への寄与が含まれていなければならない。

有効化審査は、CDM理事会からの信任に基づき、締約国会議によって指定された運営組織 (Designated Operational Entity: DOE) によって行われる。プロジェクト参加者は、事務局によって公開されているリストの中からDOEを選定し、プロジェクト設計書を提出する。DOEは、議定書一二条五項の要件が満たされているかどうかを審査する。⁶⁵⁾

DOEは、締約国、利害関係者、NGOからのコメントを三〇日間受け付けるとともに、コメントがあった場合、その受理を確認し、有効性が認められれば、プロジェクト参加者に対して有効性の確認を、CDM理事会に対して有効化審査報告書を提出する。⁶⁶⁾ もし不適格の場合、プロジェクト参加者に理由を通知する。プロジェクト参加者が適切な見直しを行えば、当該プロジェクトについて、再度、有効化審査・登録の手続きを行うことが可能となる。⁶⁷⁾ 有効化審査を終えたプロジェクトはDOEによって、気候変動条約事務局に登録の申請がなされ、CDM理事会

がこれを登録し、国別登録簿や国際取引ログとデータ交換を可能とするためにCER登録簿で管理される。⁶⁵ プロジェクト参加者は登録段階において、CDM制度の運用経費に充足する徴収分と予想年間排出削減量に応じて登録料を支払わなければならない。⁶⁶ 次に発行されたCERのうち二百分が、気候変動に対して脆弱な途上国の適応費用として差し引かれる。ただし、後発発展途上国におけるCDMプロジェクトについては、差し引かれない。⁶⁷ この二百分の控除分を原資とする「適応基金」についてはCOP/MOP2において管理原則等につき決議された。⁶⁸ 次いでパリで開催されたCOP/MOP3において、適応基金理事会（Adaptation Fund Board）を設置するために、事務局として地球環境基金（GEF）、被信託者として世界銀行が暫定的に指名された。⁶⁹

上記のような控除が行われた後、CERはプロジェクト参加者の要請に従い、登録簿内の口座に転送される。プロジェクト参加者は、条約事務局を通じて、文書でCDM理事会に分配比率を連絡しなければならない。附属書I国に配分されたCERは、当該締約国の国別登録簿内にある承認を受けた参加者用の口座に移転される。非附属書I国に配分されたCERは、CDM登録簿内にある非附属書I国に承認を受けたプロジェクト参加者用口座に移転される。

第四節 排出量取引

排出量取引は、各主体に環境負荷物質について排出枠が設定され、実際の排出量が小さかった場合、排出枠を下回った分について他の主体に売却できる制度である。経済理論上、排出量取引の下で、各主体の限界削減費用は均衡化し、全体的な削減目標が最小のコストで達成できるとされる。言うまでもなく排出量取引の目的は削減費用の最小化であり、それによって環境そのものが保全されるわけではない。

前述のように、京都会議で紆余曲折の末、議定書条文に復活した排出量取引制度は、附属書B国の参加と補足性原則以外は明文規定を置いていない。またマラケシユ合意においても、排出量単位に関する規定は、共同実施やCDMと比較してきわめて簡潔である。したがって、取引の手続、開始時期、検証方法などについては、取引当事者の合意によるか、あるいは国際的な取引市場が創設されれば、その市場の規則に従って、売買および移転が行われることになる。

マラケシユ合意における排出量取引に関する最も大きな変更は、排出量取引への私人参加を認めた点である。京都議定書では「附属書Bに掲げる締約国が第三条の規定に基づく約束を履行するため、排出量取引に参加することができる」と規定しており、私人の参加は明記されていない。その後、マラケシユ会議に至る国際交渉で、私人参加が認められている他の二つのメカニズムと同様に排出量取引でも私人参加を認めるか否かが議論となった。途上国は排出量取引への私人参加に強く反対し、特に中国は仲介人を導入して、一七条の排出量取引をいわゆる「市場原理に基づいた」⁽⁶⁾国際的な売買システムに歪曲化させることは議定書規定の逸脱であり、そのような試みは誤りであると非難したが、最終的には、同メカニズムが先進締約国に限定されていることから先進国の主張が優先され、他のメカニズムと同様、「締約国が京都議定書に基づく義務の達成にひきつづき責任を有する」⁽⁷⁾ことを条件として私人参加を認めた。

取引のタイプとしては直接取引と市場による公開取引があり得る。どのような取引にせよ、京都メカニズムに共通する排出量単位の取得および移転の手続に従う必要があるため、取引の合意が行われた後、①排出量単位の自国の国別登録簿から相手国の国別登録簿への移転要求の提出、②国際取引ログへの通知、③国際取引ログによる約束期間リザーブ条件の検証などが行われた後、排出量単位の移転が完了することになる。

排出量取引によって取引可能な単位であるA A Uは、E R UとC E Rなど全ての排出量単位との間で自由に取引可能である。本来市場で流通する排出量単位について上限を設定することは排出を制限するといった環境上の理由に加えて、市場の安定化といった点からも重要であるが、C E Rの発行量が増加する分だけ、取引市場に流通する排出量単位は増加することになり、結果として市場規模の拡大と引き替えに上記の利点は失われることになりかねない。

なお、排出量単位の過剰売却による数量化義務の不遵守を防止するために、マラケシュ合意によって、国別登録簿に一定量の割当量を保有義務が課されている。この「約束期間リザーブ」によると、①初期割当量の九〇%、または②直前に報告した総排出量の五倍、のいずれか少ない数値の割当量を保有していなければならない。なお数量化義務の不遵守国は遵守委員会強制部会の決定により、割当量の移転の適格性が停止される（遵守手続XV部五項C）。京都議定書の排出量取引に先立ち、E Uでは、二〇〇五年一月から域内での排出量取引制度が開始されている。同制度は、さしあたり、第一フェイズ（二〇〇五〜二〇〇七年）と第二フェイズ（二〇〇八〜二〇一二年）にわけて実施され、発電や製鉄・セメント業といったエネルギーを大量に消費する施設を対象とする。E U各加盟国は、対象施設に排出枠（E U-Allowance）を交付し、各施設は各年終了後に排出量と同量の排出枠を政府に提出する義務を設定される。各施設は、同義務を達成するために、C D Mや共同実施を展開して、排出量単位を獲得するか、他の主体から購入することを認める。

上記の原則および手続から、柔軟性メカニズムと呼ばれる京都メカニズムの「柔軟性」は、領域的柔軟性と主体的柔軟性の二点の意味を持つことを確認できる。「領域」に関して、京都議定書は、先進締約国に自国領域での温

室効果ガス削減の具体的数値を設定して義務づけながら、その一方で国家間でその数値を融通・調整することを認めた。そもそも附属書Bで設定された数値の差異は科学的または統計学的根拠があるわけではない。京都議定書三一条一項の「附属書I国の温室効果ガスの全体量の5%削減」と「差異化された各国の数量化義務」が連結している以上、温室効果削減の国境を越えた活動は、先進締約国により排出される温室効果ガスの全体の量が総体として削減する限り、法的整合性を持つものといえる。

「主体」に関して、京都メカニズムは、多数国間環境条約における義務履行の手段であり、その手続は、締約国の合意と国際機関による管理の下で行われるという前提に立つ一方で、費用効果性という目的を内包することから、その活用の柔軟性を重視し、非国家アクター、とりわけ私人の積極参加をむしろ前提に制度設計されてきた。排出量単位を獲得・移転する主体としての法人参加はもちろんのこと、CDM事業の有効化審査、検証および認証を行うDOEも、現時点で理事会から認められているのは、国際機関よりもむしろ民間企業である⁶⁰。京都メカニズムの導入は、民間ビジネスに新たな展開をもたらし、プロジェクト事業や上記の指定認定機関をはじめ、排出量取引のブローカー、方法論の申請やプロジェクト設計書作成を支援するコンサルタント、資金調達に関わる金融界など多様な民間セクターにビジネス・チャンスを提供するに至っている。

しかもこのような京都メカニズムの「柔軟性」は、マラケシュ合意に至る交渉過程で議定書の条文を拡大解釈することによって、別の意味で軟化傾向を進めてきた。例えば交換可能性に関して、議定書では、附属書I国は、温室効果ガスの全体の量を約束期間中に一九九〇年比で5%削減することを目的として数量化義務が設定されている。この義務は同条の規定に従って達成されなければならないが、CERは、ERUおよびAAUを規定する同条一〇および一一項とは独立して一二項に規定され、同条を読む限り、CERおよびAAUは取得と移転が可能だが、

CERは取得のみ可能であると解釈できる。しかしながら、先述の通り、マラケシユ合意は、三つの単位の交換可能性を認め、結果として附属書I国およびその国内企業はCDMで獲得した排出量単位を転売しても良いことになる。また、私人の参加についても、京都議定書は、共同実施およびCDMについては私人の参加を肯定しながらも、排出量取引においては、一七条において附属書B国が参加できると規定するのみで、私人の参加を明記していない。このことから、附属書Bに掲げられていない発展途上国はもちろん、私人も参加不可能であると解釈するのが妥当である。もっとも、国際条約である京都議定書が規定しているのは「参加可能な国と不可能な国の峻別」であり、私人の参加については「禁止されていないことは許される」原則が適用されると解釈することも可能である。ただしこの場合、締約国と私人の法的地位は異なることになる。

さらに全てのメカニズムに規定されている「補足性原則」も、EUや途上国が定量的性質を主張していたにもかかわらず、最終的にはボン合意を優先させる形で定性的制限となった。補足性原則の審査は国別報告書の提出を通じて遵守委員会の促進部会で審査されるが、同部会の任務は「議定書の実施について締約国に助言を与えかつそれを支援すること（遵守手続第四部四項）」であることから、たとえメカニズムの利用が国内活動を補足する程度を越えていると判断されたとしても、その決定に法的拘束力はない。また適格性についても、これを審査する遵守委員会の強制部は、通常の手続とは別に適格性の要件に関する審査として簡易手続を用意した（遵守手続第八部）。同手続は、メカニズムの利用をできる限り迅速に行うための配慮であり、しかも適格性要件を満たしていないと判断された場合においても、締約国には当該適格性の回復手続が用意されており、同手続によれば、適格性の回復手続は「できる限り迅速に決定する（同部二項）」こととされている。

第三章 京都メカニズムにおける国際法上の諸問題

第一節 参加主体

気候変動条約の究極の目的（二条）達成の観点から考えた場合、共同実施とCDMについては温室効果ガス削減技術を有している先進国企業に経済的インセンティブを与える形で条約制度に参加させ、市場経済移行国や途上国に技術移転をはかる政策的意義が認められる。他方で排出量取引については、共同実施やCDMと異なり、私人を介在させなければならぬ積極的必要性はない。議定書一七条後段に付言された「補足性」の規定や議定書採択交渉の経緯から見ても、排出量取引は「先進締約国」が自国の削減義務を達成できない、または達成できないことが明らかになった段階で実行すべき最終手段と想定されていた。もし排出量取引に私人を参加させる理由があるとすれば、それは、取引市場の参加主体が増えることにより、市場が活性化し、取引価格が下がり、その結果より費用効果的な削減行動が実現することにある⁶⁶⁾。実際に附属書B国だけの取引では、三〇程度しか取引参加者は存在しないことになり⁶⁷⁾、市場の効率的な機能は期待できない。

実際に、京都メカニズムの参加主体は、CDMをはじめとして、圧倒的に私企業が多い。実施に関する補助機関の報告によると、二〇〇六年末の段階で約七〇〇〇の民間セクターがメカニズムに参加している⁶⁸⁾。これは、先述したとおり、温室効果ガス削減の技術を有する主体が民間企業であるという現実に加えて、EUが「域内温室効果ガス排出割当取引スキーム」に関する指令を交付し、「炭素市場」を事実上スタートさせたことも私企業の積極的参加を後押ししたと言えよう。EUの排出量取引指令も一二条で私人を取引主体として認めている⁶⁹⁾。

すなわち、京都議定書採択後の京都メカニズムの制度構築は、私人の参加を積極的に推進する方向で進められ、

先進国企業もそれに応える形で実務がすすめられている。そこで、多数国間環境協定である京都議定書の下で設置されたメカニズムにおける私人参加は、国際法上の法主体性の観点からどのように評価されるべきかが問題となる。

最初に確認しておかなければならないのは、締約国と当該締約国から承認を受けた参加企業の関係である。京都議定書上、参加企業は、あくまでも締約国による京都議定書上の義務履行のために参加が認められるのであり、企業の行為はあくまでも承認国自身の行為に帰属する。マラケシュ合意の中で、全てのメカニズムに共通して、企業参加を承認する（authorize）締約国は、「京都議定書におけるその義務の達成において引き続き責任を有し、そのような参加が本附属書に基づいていることを確保しなければならない」と規定していることから、企業の活動は締約国の責任の下で管理されることになり、その意味で京都メカニズムにおける民間企業の法主体性は、締約国と決して同義・同列ではない。

他方で、市場原理に基づいた場合、メカニズムへの参加者は締約国であろうと企業であろうと対等・平等でなければならぬはずである。企業は締約国から承認を受け、当該締約国の国別登録簿の中に、当該企業の保有口座が設置されれば、その後の事業活動は自発的かつ費用対効果に即した形で行われる。実際に、CDMおよび共同実施においては、関係締約国の承認に先立って行われるプロジェクトの計画策定は、参加者の自発性が要件とされており、投資国側の承認はプロジェクトの有効化審査終了後でも構わない。また排出量取引においても、その性質上、誰とどれだけ取引するかは、企業の自主的判断にゆだねられなければならない。費用効果性という目的を達成することはできない。すなわち、「締約国の義務履行を柔軟に行うシステム」としての京都メカニズムは、市場原理の前提である私的自治の原則とは、一般論として共存できないことになる。京都議定書の下で、CDMに参加する私人は、締約国会議の下に設置された理事会が与えるいかなる指導にも従わなければならない（二二条九項）。共同実施に対

しても、締約国会議はマラケシュ合意の下で設置された監督委員会にCDM理事会と同様の権限を与えている。従って、CDMおよび共同実施に関しては、それぞれの監督機関の「指導」の下で、私人の自由な経済活動をどの程度管理できるかについて制度化する必要がある。その一方で、排出量取引に関しては、取引に参加する企業と締約国会議との関係は不明確である。したがって企業による国際排出量取引が議定書に基づく割当量に関する締約国の義務とどのように連動するかについての基準も必要となる。^{m)}

第二節 排出量単位の法的性質

第二章で見たように、共同実施、CDM、そして排出量取引は、それぞれ独立した制度であり、モニタリングや検証方法も独自のシステムを有する。しかしながら、生成されるERU、CERおよびAAUは、最終的には排出量単位として同じ価値を有する。

そこで、これらの排出量単位が国境を越えて、しかも私人を含めて自由に移転される場合、当該単位の法的性質が問題になる。この点については、まず確認しておかなければならないのは、マラケシュ合意のメカニズムの原則・性質および範囲に関する決定において、「京都議定書は、附属書I国に対して、いかなる排出上の権利(right)、権原(title)または資格(entitlement)を発生させてはおらず、これらを付与するものではない」とされている点である。^{m)}しかしながら、国内法によりキャップ・アンド・トレードを実施して私企業に排出削減枠を義務づけている国において、当該企業は、これを「排出する権利」と解釈することが可能であるし、また余剰排出枠を他国または国内外の企業に売却する場合には、いわゆる通貨的価値を持ちうることは容易に推察できる。

この点について、いち早く排出量取引制度を導入したEUにおいても、各国の取扱は異なっている。EU排出量

取引スキーム指令に関する報告書⁷²⁾によれば、割当量 (allowance) を商品 (commodity) として取り扱う国 (オーストリア、フィンランド、フランス、イタリア、ポルトガルおよびスペイン) もあれば、財産 (asset) とみなす国 (キプロス、デンマーク、ハンガリー、ポーランドおよびスロバキア) もある。またオランダおよびスウェーデンは、割当量を株式や債券と同様の金融商品と見なしているが、エストニア、ギリシアおよびスロベニアにおいて、金融法上の割当量の地位ははっきりしていない。アイルランドにおいて、その地位は契約の種類に依存する。さらに、割当量を無形固定財産とみなす国もある。イタリアとポルトガルは、排出量は財産を相殺する負債 (liabilities) と見なさなければならないと報告する。英国は、国際的な金融報告基準が採択されるまで、負債と見なすように報告する。ベルギー、フィンランド、ドイツ、ポーランド、ポルトガル、スロバキアおよびスペインは、割当量に対する特別の会計ルールを採択した。

日本においては、排出量単位の法的位置づけについてはまだ確定していないが、「京都議定書に基づく国別登録簿制度の在り方に関する検討会」の報告書によれば、流通性の確保の観点から動産類似のものと考えるべきであるとする報告がなされている⁷³⁾。

そもそもこの問題は、排出量単位の法的地位の問題である排出量取引の構造が、権利性を否定する京都議定書（国際公法）と財産権設定の可能性を残す各国国内法の二面性を持つことに起因している⁷⁴⁾。この問題を解決する明確な判断基準は今のところ存在せず、今後の議論と実行に委ねられている。その一方で、国際的な排出量取引が、既存の国際貿易システムすなわちWTOの枠組とどの程度両立するかという問題が指摘されている⁷⁵⁾。換言すれば、排出量単位は、WTOレジームの対象となるかどうか、もし肯定されるならば、それは排出量単位が取引対象としていかなる性質を有するかという問題である。

関税及び貿易に関する一般協定（G A T T）では、対象とする物品の定義は存在しないが、上述のように排出量単位を商品とみなす国からすれば、G A T Tの適用が可能となり、無差別原則や数量制限禁止などのG A T T原則が適用される可能性がある⁷⁰⁾。ただし、排出量単位は京都メカニズムの数量化義務達成という目的のために設定されたものであり、商品と見なすべきではないとする見解や電気、石油、通貨など、国際通商の全てで多数国間貿易システムが適用されているわけではなく、もし排出量単位をG A T Tシステムの下で商品として取り扱いたいのであれば、積極的な決定を行う必要があるとする意見もある⁷¹⁾。

さらに、サービスマ貿易に関する一般協定（G A T S）の金融サービスに関する附属書五項（X）「自らの又は顧客のために行う次のものの取引」の（F）「その他の譲渡可能な証書および金融資産（金銀を含む）」に基づき、排出量取引を金融サービスの提供として位置づけることも不可能ではない。この場合、キャップ・アンド・トレードによって、排出量単位を国内で配分することは、国内外の差別禁止というG A T T/W T O原則と抵触する可能性を生み出す。その他にも「補助金及び相殺措置に関する協定」との関係など、京都メカニズムが生み出す排出量単位はW T Oレジームと調整しなければならない潜在的な問題が存在する⁷²⁾。

第三節 紛争解決手続

京都メカニズムの参加主体が国家のみならず私人に開放されていることにより、排出量単位を創設するホスト側と排出量単位を受け取る側の関係について単純化すれば、①国家対国家 ②国家対私人 ③私人対国家 ④私人対私人の四つのタイプが想定される。

①の場合、両者の合意は、たとえその内容が排出量単位の売買契約であっても二国間条約（契約条約）の形式を

取り、その解釈適用をめぐる紛争は、国際公法に基づいて解決される。京都議定書一九条は、紛争解決に関して氣候変動条約一四条の規定を準用すると定めており、氣候変動条約一四条によれば、交渉または当該紛争当事国が選択するその他の平和的手段により紛争の解決に努めることを義務づけられている（二四条一項）。国際司法裁判所または仲裁の強制管轄権を認める義務的管轄権受諾宣言の制度を置くが、仲裁に関する附属書は、締約国会議ができる限り速やかに採択すると規定されているにもかかわらず（同条二項）、未だに採択されておらず、国際司法裁判所への義務的管轄権受諾宣言をした締約国も確認できない。二〇〇七年一月、日本はハンガリーとの間に「共同実施および排出量取引の実施における協力に関する覚書」を締結し、いわゆるグリーン投資スキーム⁸⁰について合意したが、紛争解決については、「本覚書の解釈または適用に関するいかなる紛争も両者間の協議によって解決される（第八条）」と規定するのみである。

②の場合は、特にCDM事業で、発展途上国が自ら、先進国企業とプロジェクトを締結する場合が考えられる。そして④の場合と併せてこれらの先進国企業が行う外国での共同実施またはCDMプロジェクトの実施は、外国企業による国際投資という枠組で説明することができるが、この場合、ホスト国と投資国の双方において法的拘束力を持つ二国間（または地域間）国際投資協定が関連する可能性があり、例えば多くの国際投資協定が明記する無差別原則や「事前準備による検査」と抵触する可能性がある。その場合、上述の氣候変動条約一四条は、締約国間の紛争処理に限定されており、このような海外投資紛争を解決するためには、当該国家の国内法に基づく紛争解決機関への付託、あるいは常設仲裁裁判所または投資紛争解決センターをはじめとする仲裁での解決に期待するしかない⁸⁰。もっとも、前節で確認したように、京都メカニズムのプロジェクトが、自動的に当該投資協定に基づく投資行為に相当するとは考えられず、特に紛争当事者の一方が締約国政府となる場合、当該契約の中に京都議定書の義務

履行という公益性が含まれることに鑑みれば、国家と外国企業間の投資紛争の形態を取るとしても、通常の投資紛争とは別個の扱いになると見るのが妥当である。⁸²⁾

③は、共同実施やCDMではほとんど想定できないが、排出量取引において、売り手側の附属書I国の私企業から買い手の附属書I国が自ら排出量単位を購入する場合が考えられる。この場合、取引契約または取引市場の準拠法によるが、国内私法上の契約と見なされた場合でも、主権免除を考慮する必要がある。例えばX国私企業 α からY国が直接排出単位を購入する契約をX国国内で締結し、何らかの契約不履行が発生した場合、制限免除主義に立つ限り、当該契約が純粋な商取引であれば、主権免除は認められない(国およびその財産の裁判権免除に関する国際連合条約五条)。ただし当該取引はY国にとっては国際条約である京都議定書の義務遵守という目的に基づく法律行為であり、その性質上国家の公法的行為と見なすことも可能である。⁸³⁾ もちろん、当事者間で紛争解決に関して別段の合意をすればこの問題は解決する(同条約一〇条二項)が、この問題は、参加者の間で取引目的に乖離が存在することから生じる新たな調整課題である。

おわりに 地球環境保全と市場メカニズムの活用

以上のような国際法上の問題は、環境条約である京都議定書が経済的手法を積極的に導入したことに起因する。一般論として、環境保護のための法制度は、規制的手法と経済的手法に大別される。前者は、法律等に基づいて社会に強制力を及ぼし、環境汚染物質の排出量などを確実にコントロールしようとする手法である。一方後者は、市

場メカニズムを通して経済的インセンティブを与えることにより、各経済主体が環境保全に適合した行動をとるよう促そうとするものである⁸⁴。経済的手法の利点は、市場経済の価格メカニズムを活用すること、すなわち、市場メカニズムを通じた各主体の自主的かつ合理的な選択に依拠したものであり、資源の効率的配分にも資すると考えられている。規制的手法は、一般的に一律規制であるため、規制対象（多くは企業）の削減対策コストは無視され、その結果、遵守のための社会的費用が浪費される結果となる。また、遵守のためのインセンティブも発生しない。後者は前者の問題点を補完する性格を持ち、市場メカニズムを前提として、経済的インセンティブの付与を通じて経済合理性に沿った行動を誘導することによって環境保護の目的を達成しようとする⁸⁵。気候変動問題についても、その規制対象である温室効果ガスは、例えば大気汚染の原因となる亜硫酸ガス等とは異なり、直接人体や自然環境に悪影響を与えるわけではない。その結果、排出そのものを制限・抑制することによる対応だけでは限界があることは自明である。また排出主体が特定事業にとどまらず、産業界の幅広い領域、さらには民生部門にも及んでいることが政府によるコントロールを困難にしている。したがって、京都議定書が柔軟性メカニズムを導入して、民間セクターに経済インセンティブを与えることにより、温室効果ガスの人為的排出を削減しようとする選択肢が有効であることは間違いない。

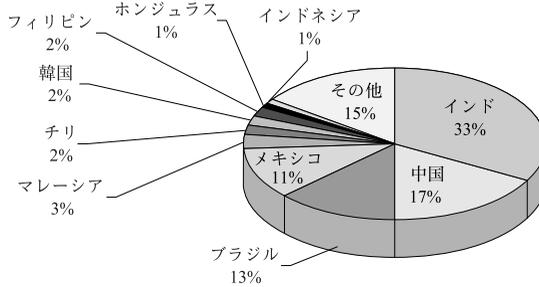
しかしながら、市場メカニズムが適正に機能するためには、遵守の監視、検証および評価といった手続および制度において厳格な管理を必要とする。換言すれば、市場メカニズムの導入は、規制的手法を補足するものではあるが、規制を緩和するためのものではない。例えば米国の修正大気浄化法による排出量取引制度により二酸化硫黄の削減が実現したのは、超過排出に対して、厳しい罰則が設定されている（一トン当たり二六〇〇ドル）からであり、当事者の合意 *pacta sunt servanda* によって立法する国際社会で同様の効果を期待することは困難である。確かに

京都議定書は、遵守手続において他の多数国間環境協定と比較して厳しい帰結（超過排出分の一・三倍を次約束期間割当量から控除）を置いた。しかしながら、現時点で第二約束期間は確定しておらず、また遵守委員会の決定に法的拘束力があるかどうかも曖昧であり、その点で、京都メカニズムの実効性についても今後の制度構築に委ねられている。

マラケシュ合意では、京都メカニズムの基本原則として、「附属書I締約国は、国家の状況にしたがい、条約の究極の目標達成に向けて努力しながら先進締約国と発展途上締約国との間の一人当たり排出量の格差を狭めるのに資するようなやり方で排出量を削減するために、国内対策を実施する」ことが確認されている⁸⁰。したがって、とりわけCDMの利用が先進締約国の排出量の増大を肯定する限り、その活用は慎重かつ限定的でなければならない。

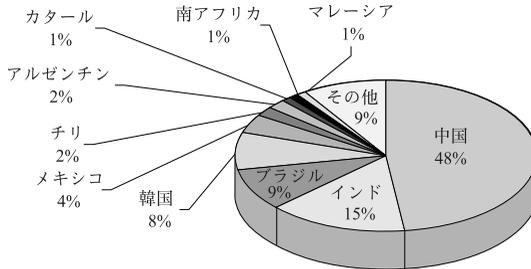
加えてCDMをはじめとする京都メカニズムのプロジェクトは徐々に活発化してきているが、その一方で、そのメカニズムに参加できる国とできない国が顕在化しているのも事実である。CDM理事会によれば、二〇〇〇年から開始できるCDMプロジェクトにおいて、二〇〇八年一月現在で九〇〇以上のプロジェクトの登録が完了している。そのうち、件数、排出削減予測ともに、中国、インドおよびブラジルが上位三位を占め、この三カ国で全CDMプロジェクトの六割以上を占める（図2および図3参照）。逆にCDM参加の前提であるDNAの設置について見てみると、議定書締約国の約三割がDNAを設置していない。その中には、CDMへのインセンティブが少ない市場経済移行国も含まれるが、後発途上国の設置率もかなり低い。実際に、先進国企業の選別によってホスト国が決定するという点に鑑みても、CDMは、現時点では決して公正な市場へのアクセスが担保されているとは言えない。その結果、発展途上国の中でも温暖化対策にとって有用な技術と排出量単位という価値を獲得できる「持てる国」経済成長可能な途上国」と先進国企業から声のかからない「持たざる国」後発途上国」の格差が拡大すること

図2 CDMホスト国別プロジェクト件数（2008年1月21日現在）



ホスト国		ホスト国	
インド	304	韓国	17
中国	152	フィリピン	15
ブラジル	114	ホンジュラス	12
メキシコ	100	インドネシア	12
マレーシア	26	その他	133
チリ	22	合計	907

図3 CDMホスト国別排出削減量予測（トン CO₂/年）（2008年1月21日現在）



ホスト国		ホスト国	
中国	92,643,354	アルゼンチン	3,868,624
インド	28,788,030	カタール	2,499,649
ブラジル	17,478,912	南アフリカ	2,259,864
韓国	14,356,217	マレーシア	2,242,132
メキシコ	7,062,845	その他	16,133,822
チリ	3,973,232	合計	191,306,681

※図2・図3とも京都メカニズム情報プラットフォーム（URL <http://www.kyomecha.org/>）のデータから筆者が作成

になる。この点について、気候変動に最も脆弱な小島嶼国連合は、一九九九年、メカニズムに関する原則に関する提案の中で、気候変動条約三条三項および京都議定書前文の「衡平性」を強調し、「一般的に、方法、規則、指針は参加資格のあるすべての締約国がメカニズムが提供する機会に自由にアクセスできるように定められなければならない、・・・純粹な市場原理に基づく手段によって取り残されることの多い締約国の参加を促進し、そのような締約国への投資を促進するために追加のインセンティブを設けなければならない」と主張したが、その懸念は現実のものとなっていると言えよう。したがって、CDM理事会を中心に、プロジェクト協定に関する法的支援のための訓練など、途上国の能力を構築する支援をする必要性がある。このことは、CDMにおいて衡平でコストおよび利益を共有し、紛争を回避するのに不可欠であるばかりではなく、ホスト国と外国投資家の交渉能力のバランスを取ることにも繋がる。また、適応費用の比率を含めた運用規則の見直しなど、現行の不衡平を是正する政策的配慮が必要となろう。⁸⁰⁾

以上見てきたように、市場原理を導入した京都メカニズムは、現時点ではCDMを中心に実務のレベルで積極的な動きが見られるものの、その法的整合性はなお不十分である。しかも、紛争解決手続は、他の多数国間環境協定と同様、挿入されているものの、ほとんど利用機会がないものと考えられてきたため、メカニズム利用の法的安定性も欠如している。⁸¹⁾さらに私人とCDM理事会やDOEなど京都メカニズムの管理組織の間の紛争についても、その解決手続は未確定である。⁸²⁾このような状況は、将来的には京都議定書そのものの信頼性を歪め、私人の参加そのものにも悪影響を与える。

また、経済のグローバル化の進展に伴って、経済合理性の下で行動する企業の役割に注目が集まり、相対的に主

権国家の管理責任が稀薄化されつつあるという点も憂慮すべきである。地球環境や事業展開する地域に多大な影響を与える企業に国際的制度の下で一定の責任を担わせることが適当だとしても、そのことが国際社会における主権国家の役割と権限を減少させるものではない。換言すれば、国際的な環境政策における企業の関与は、主権国家から私人への責任の外注（outsourcing）であってはならない。

少なくとも京都議定書に基づいて温室効果ガスの削減義務を課されているのは各締約国（現状では先進国）であること、およびその義務履行にあたり、私人に参加を許可する場合にも、自国の管理下にあるそれら私人の行動について最終的な責任を負っているのは各締約国であることを再確認すると共に、上記の義務履行と責任遂行の為に、締約国の合意を集約する締約国会議が京都メカニズムの管理機能について十分かつ真剣に検討する必要性に迫られている。

注

- (1) D. Brack with M. Grubb and C. Windram, *International Trade and Climate Change Policies*, Earthscan, 2000, p.117.
- (2) 例えば、諸富徹・鮎川ゆかり『脱炭素社会と排出量取引―国内排出量取引を中心としたポリシー・ミックス提案』（日本評論社・二〇〇七年）。
- (3) 京都議定書における第一約束期間以降の問題については、亀山康子・高村ゆかり編『地球温暖化交渉の行方―京都議定書第一約束期間後の国際制度設計を展望して』（信山社・二〇〇五年）参照。
- (4) 加藤久和教授はマラケシュ合意までのクリーン開発メカニズムに関する詳細な分析を行っている。加藤久和「クリーン開発メカニズム」高村ゆかり・亀山康子編『京都議定書の国際制度』（信山社・二〇〇二）一〇四～一二〇頁。

- (5) D. Bodansky, 'The United Nations Framework Convention on Climate Change: A Commentary,' *Yale Journal of International Law*, vol.18, 1993, pp.516-517. 拙稿「気候変動条約交渉過程に見る国際環境法の動向(一)——『持続可能な発展』を理解する一助として」『名古屋大学法政論集』第一六二号(一九九五年)一三〇—一三二頁。
- (6) Decision 1/CP.1 The Berlin Mandate: Review of the adequacy of Article 4, paragraph 2 (a) and (b), of the Convention, including proposals related to a protocol and decisions on follow-up, in Report of the Conference of the Parties on its first session, FCCC/CP/1995/7/Add.1, pp.4-6. たゞ、COP.1の時点では必ずしも議定書の採択が唯一の選択肢だったわけではなく。See, Decision 6/CP.1 The subsidiary bodies established by the Convention, in *op cit*, p.26, para.2.
- (7) Decision 5/CP.1 in *op cit*, pp.18-20. 共同実施活動の実態について、加藤久和「京都議定書『クリーン開発メカニズム』の可能性と限界」『名古屋大学法政論集』一八四号(二〇〇〇年)一〇—一六頁。
- (8) Framework Compilation of Proposals from Parties for the Elements of a Protocol or Another Legal Instrument, FCCC/AGBM/1997/2, pp.44-45.
- (9) M. Grubb, C. Vrolijk and D. Brack, *Kyoto Protocol: A Guide & Assessment*, Brookings Inst Pr, 1999, pp.87-88.
- (10) 拙稿「気候変動問題と地球環境条約システム——京都議定書を素材として(一)」三重大学『法経論叢』一六巻一号(一九九八年)四三—七〇頁。
- (11) Adoption of a protocol or another legal instrument: Fulfilment of the Berlin Mandate. Revised Text under Negotiation, FCCC/CP/1997/2.
- (12) Final draft by the Chairman of the Committee of the Whole, FCCC/CP/1997/CRP.6,
- (13) Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change, FCCC/CP/1997/L.7/Add.1.
- (14) Implementation of the Berlin Mandate: Additional proposals from Parties, FCCC/AGBM/1997/MISC.1/Add.3, pp.3-57.

- (15) ブラジルの提案によれば、途上国の排出レベルに応じて資金の利用が認められるため、温室効果ガス排出量の多い途上国が資金を多く確保できるようになっていた。
- (16) M. Grubb, C. Vrolijk and D. Brack, *supra* note 9, pp.101-103 and S. Oberthur and H. E. Ott, *Kyoto Protocol: International Climate Policy for the 21st Century*, Springer, 1999, p.200.
- (17) FCCC/CP/1997/CRP.4, p.14.
- (18) Decision 1/CP.4 The Buenos Aires Plan of Action in Report of the Conference of the Parties on its fourth session, FCCC/CP/1998/16/Add.1, p.4.
- (19) Adoption of a Protocol or Another legal instrument: Fulfilment of the Berlin Mandate. Revised text under Negotiation, FCCC/CP/2000/5/Add.2, pp.4-17.
- (20) 京都メカニズムに関する提案については、Consolidated negotiating text proposed by the President, FCCC/CP/2001/2/Add.2 参照。
- (21) 拙稿「気候変動条約制度の到達点と残された課題」『三重大学法経論叢』二〇卷一号（二〇〇二年）二七～六一頁。
- (22) The Marrakesh Accords in Report of the Conference of the Parties on its seventh session, FCCC/CP/2001/13/Add.1, Add.2, Add.3 and Add.4.
- (23) Action taken by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its first session in Report of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol on its first session, FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.1 (hereafter, cited as Rep. CMP1-Add.1), Add.2 (hereafter, cited as Rep. CMP1-Add.2), Add.3 and Add.4.
- (24) これらに森林の吸収量の増大（いわゆる吸収源）も含めることもあるが、本稿では検討の対象を「排出単位の国際移転シス

「ネット」限定によるため、交渉しなご。

- ⑤ Decision 7/CP.4, Work programme on mechanisms of the Kyoto Protocol in Report of the Conference of the Parties on its fourth session, FCCC/CP/1998/16/Add.1, p.25.
- ⑥ S. Oberthur and H. E. Ott, *supra* note 16, p.200.
- ⑦ Mechanisms pursuant to Articles 6, 12 and 17 of the Kyoto Protocol. Synthesis of proposals by Parties on principles, modalities, rules and guidelines, FCCC/SB/1999/INF.2/Add.2, para.12.
- ⑧ *Ibid.*, para.27 and 198. ただし、南アフリカのように交換のための一定の基準があれば交換可能性を認めるべきと提案する国がある。 *Ibid.*, para.137.
- ⑨ Decision 13/CMP.1, Modalities for the accounting of assigned amounts under art.7, para.4 of Kyoto Protocol, in Rep. CMP1-Add.2, FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.2, pp.23-37.
- ⑩ Executive Board of the Clean Development Mechanism Eighteenth Meeting Report, CDM-EB-18, p.8, para.57.
- ⑪ Decision 3/CMP.1 Modalities and procedures for a clean development mechanism, as defined in Article 12 of the Kyoto Protocol in CMP1-Add.1, pp.12-13, para.31 and Decision 9/CMP.1 Guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol in Rep. CMP1-Add.2, p.6, para.21 and Decision 11/CMP.1 Modalities, rules and guidelines for emissions trading under Article 17 of the Kyoto Protocol in *ibid.*, p.18-19, para.2.
- ⑫ Decision 13/CMP.1 Modalities for the accounting of assigned amounts under Article 7, paragraph 4, of the Kyoto Protocol in Rep. CMP1-Add.2, p.31, para.38.
- ⑬ *Ibid.*, paras.41-42.
- ⑭ *Ibid.*, p.32, para.43 (d).

- (35) Ibid, p.28, paras.17-19.
- (36) Decision 9/CMP.1 Guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol in Rep. CMP1-Add2, p.7, para.24.
- (37) Ibid, p.7, para.23.
- (38) Ibid, p.6, para.20 (a) and, p.7, para.31 (a) したがって、関係締約国は、国家ガイドラインおよび承認プロセスを整備して、なければならぬ。Ibid, p.6, para.20 (b).
- (39) Ibid, p.7, para.30. だがブリンネン同意では六条監督委員会という名称だった。
- (40) Ibid, pp.7-8, para.31 (c).
- (41) Ibid, p.8, paras.36-37.
- (42) Decision 13/CMP.1 Modalities for the accounting of assigned amounts under Article 7, paragraph 4, of the Kyoto Protocol in Ibid, pp.29-30, para.29.
- (43) Decision 9/CMP.1 Guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol in Rep. CMP1-Add2, p.3, para.3.
- (44) 共同実施監督委員会の構成は、市場経済移行国から三名、左記以外の附属書I国から三名、非附属書I国から三名、小島嶼途上国から一名を含むこと。Ibid, p.4, para.4.
- (45) Ibid, p.7, para.24.
- (46) Decision 3/CMP.1 Modalities and procedures for a clean development mechanism as defined in Article 12 of the Kyoto Protocol in Rep. CMP1-Add1, p.23, para.2.
- (47) Ibid, p.16, para.43.
- (48) The Marrakesh Accords Decision 17/CP.7. Modalities and procedures for a clean development mechanism, as defined in Article 12 of the Kyoto Protocol, preamble para.5 in Report of the Conference of the Parties on its seventh session, CP/2001/13/Add2,

p.20.

- (49) *Ibid.*, p.22, para.7(a).
- (50) これらの順序は問わない。また附属書I国からの承認は、プロジェクト登録後でも良いが、ホスト国からの承認はプロジェクト登録前で行われなければならない。See Executive Board of the Clean Development Mechanism Eighteenth Meeting Report, CDM-EB-18, p.8, para.57.
- (51) *Supra* note 48, p.14, para.37.
- (52) *Ibid.*, p.15, para.40.
- (53) *Ibid.*, p.16, para.42.
- (54) *Ibid.*, p.14, para.36.
- (55) *Ibid.*, p.27, paras.1-2.
- (56) 管理費用は、ある暦年において発行請求されたCERについて、最初の一万五千トン（二酸化炭素換算）までは、〇・一米ドル/CER、それを超えるを超える分については、〇・二米ドル/CERを支払う。Decision 7/CMP.1 Further guidance relating to the clean development mechanism in Rep. CMP1-Add1, pp.98-99, para.37.
- (57) *Supra* note 48, p.23, para.15.
- (58) Decision 5/CMP.2 Adaptation Fund in Report of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol on its second session, FCCC/KP/CMP/2006/10/Add.1, pp.28-29.
- (59) See UNFCCC web site: http://unfccc.int/files/meetings/cop_13/application/pdf/cmp_at.pdf.
- (60) 5/CMP.1 Modalities and procedures for afforestation and reforestation, project activities under the clean development mechanism in the first commitment period of the Kyoto Protocol, in Rep. CMP1-Add1, p.61, para.66(b).

- (61) *Supra* note 27, para.24.
- (62) マラケシュ合意では、参加が許可されている私人を法人 (legal entities) と規定しており、これは共同実施の規定 (六条) と同様である。CDMの規定 (一二条) は「民間の又は公的な組織 (private and/or public entities)」と規定する。
- (63) 附属書Bに掲げる数量化義務が全て達成された場合、一九九〇年比で五・二%の温室効果ガスが削減される。
- (64) 二〇〇七年一月三十一日現在、一八の機関が認定を受けているが、すべて私企業でありそのほとんどが先進国である (英国五、日本四、ドイツ三、韓国二、スペイン、オランダ、コロンビアおよび南アフリカ各一)。なお加藤久和教授は、DOEの数が多くなることにより、認証基準の統一性や客観性が失われる危険性を指摘し、既存の公的機関の活用が望ましいと述べている。加藤久和「前掲論文 (注⑦)」二八頁。
- (65) 拙稿「排出量取引」高村ゆかり・亀山康子編『前掲書 (注④)』八三〜八四頁。
- (66) 実際には欧州諸国は、四条に基づく共同達成 (いわゆるEUバブル) が認められているため、国家間取引の対象はさらに限定される。
- (67) Privileges and immunities for individuals serving on constituted bodies established under the Kyoto Protocol. Note by the secretariat, FCCC/SBI/2006/21, p.5, para.7.
- (68) Directive 2003/87/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 2003.
- (69) Rep. CMP1-Add.1, p.13, para.33 and, Rep. CMP1-Add.2, p.7, para.29 and p.19, para.5.
- (70) M. Grubb, C. Vrolijk, and D. Brack, *supra* note 9, pp.195-196.
- (71) Decision 2/CMP.1, Principles, nature and scope of the mechanisms pursuant to Articles 6, 12 and 17 of the Kyoto Protocol preamble para.5, Rep. CMP1-Add.1, p.4.
- (72) *Application of the Emissions Trading Directive by EU Member States Reporting year 2006, EEA Technical report, No.4/2007.*

(73) ただし、クレジットに対する各国立法がまだ未確定であることおよび京都議定書締約国会議での議論動向を踏まえた検討が必要であり、当面は、法的な混乱を避けるという観点から、他国の立法が我が国の国内におけるクレジットに対する規律と矛盾する事態を可能な限り避ける形で国内法の整備および解釈運用を行っていくことにより対応する必要があると述べている。
<http://www.env.go.jp/council/28kyoto-girei/y280-kentou.pdf>

(74) 武川丈士「排出権取引における実務上の諸問題」『Law & Technology』三七号（二〇〇七年）二四～二七頁。See also, J. Weksman, Greenhouse-Gas Emissions Trading and the WTO, W. Brandee Chambers ed, *Inter-linkages: The Kyoto Protocol and the International Trade and Investment Regimes*, United Nations Univ. Press, 2001, 157-160.

(75) W. Brandee Chambers, 'International Trade Law and the Kyoto Protocol: Potential Incompatibilities', W. Brandee Chambers ed, *supra* note 73, pp.88-118.

(76) Jimmah, S, 'Emissions Trading under the Kyoto Protocol', *Georgetown International Environmental Law Review*, vol.15, 2003, p.721.

(77) A. Peterson, 'The Kyoto Protocol and the WTO: Integrating Greenhouse Gas Emissions Allowance Trading into the Global Marketplace', *Duke Environmental Law Policy Forum*, vol.10, 2003, pp.200-202.

(78) D. Brack, *Climate Change Policies and International Trade*, Royal Institute of International Affairs, 1999, pp.117-120.

(79) 飯野文「京都メカニズムとWTO」『国際商事法務』三五卷六号（二〇〇七年）七七九～七八九頁。See also C. Carlarne, 'The Kyoto Protocol and the WTO: Reconciling Tensions Between Free Trade and Environmental Objectives', *Colorado Journal of International Environmental Law and Policy*, vol. 17, 2006, pp.45-88.

(80) 京都議定書第一七条に基づく排出量取引のうち、排出量の移転に伴う資金を温室効果ガスの排出削減その他環境対策を目的に使用するという条件の下で行う国際的な排出量取引。

- (81) 常設仲裁裁判所は二〇〇一年に「天然資源または環境に関する紛争の調停のための選択規則」を採択したが、同規則は国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の調停規則に基礎を置いている。
- (82) J. Werksman, K. A. Baunert and N. K. Dubash, *Will International Investment Rule Obstruct Climate Protection Policies?*, World Resources Inst, 2001, p.15 and D. Ratliff, 'Arbitration in Flexible Mechanism Contracts,' D. Freestone and C. Streck, *Legal Aspects of Implementing The Kyoto Protocol Mechanisms: Making Kyoto Work*, Oxford Univ Pr, 2005, pp.388-389.
- (83) ただし同条約は「契約又は取引が・・・『商取引』であるかどうかを決定する際には、第一に当該契約又は性質を基準としなければならない（二条二項）」と規定し、行為性質説に立っていると考えられる。
- (84) 環境省『環境循環型社会白書（平成一九年度版）』（きょうせう・二〇〇七年）。
- (85) 大塚直『地球温暖化の法政策』（昭和堂・二〇〇四年）一二三〜一二四頁。
- (86) ただし、議定書自身は「その後の約束期間」の存在を前提としている（例えば三条一三項の繰越規定）。
- (87) Decision 2/CMP.1 Principles, nature and scope of the mechanisms pursuant to Articles 6, 12 and 17 of the Kyoto Protocol preamble para. 6 in Rep. CMP1-Add.1, p.4.
- (88) Mechanisms pursuant to Articles 6, 12 and 17 of the Kyoto Protocol. Synthesis of proposals by Parties on principles, modalities, rules and guidelines, FCCC/SB/1999/INF.2/Add.1, p.3, paras.3-4.
- (89) Jacob Werksman, Kevin A. Baunert and Navroz K. Dubash, 'Will International Investment Rules Obstruct Climate Protection Policies?', Nancy Kete, Ruchi Bhandari, Kevin A. Baunert, *Should Development Aid Be Used to Finance the Clean Development Mechanism?*: Climate Notes, World Resources Institute, 2001, pp.16-18.
- (90) 加藤久和教授も「民間企業を主体とするCDM制度の下では、プロジェクトの地域分布が大きく隔たることは避けられない」と指摘する。加藤久和「前掲論文（注⑦）」二九頁。

(91) 京都議定書は紛争解決手続の他に、実施に関する関する問題の解決のための協議手続（一六条）、および遵守手続（一八条）を置く。これらの関係については「遵守に関する手続および制度は議定書一六条および一八条を害することなく機能する（遵守手続一六部）」とされているが、それぞれの関係については不明確である。環境条約における遵守手続と紛争解決手続の関係について、柴田明穂『環境条約不遵守手続は紛争解決制度を害さず』の実際の意義―有害廃棄物等の越境移動を規制するバーゼル条約を素材に―、島田征夫他編『国際紛争の多様化と法的処理』（信山社・二〇〇六年）六五〜八九頁参照。

(92) 実際に、二〇〇六年一〇月から二〇〇七年八月までの間に、CDM理事会は、民間法人からCDMに関連して、理事会がプロジェクト活動の有効化および登録申請を拒否された事例や、検討の遅延などの問題に関する一二の書簡を受け取っている。

See: Privileges and immunities for individuals serving on constituted bodies under the Kyoto Protocol: implementation of decision 9/CMP.2, FC CC/KP/CMP/2007/2, pp.5-6.

本稿は、旭硝子財団平成一八一―一九年度助成研究（奨励研究助成）「多数国間環境協定における市場原理の活用とその実効性―京都メカニズムにおける国際法上の意義と課題―」の成果の一部である。